

議案第

五十八号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年五月十九日

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾七年五月拾五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第

号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四を次のように改める。

家畜共済掛金率表

種 豚	馬		牛					共済目的		
	一般馬	種雄馬	肉用種種雄牛	乳用種種雄牛	用牛		乳牛の種		死 傷 部 分	共済掛金率
					肉 種 牛	肥 育 牛 其 他 の	青 成 乳 牛	成 乳 牛		
九、一	一、〇	六、三	五、四	一、八	〇、九	〇、九	一、一	二、五	死 傷 部 分	共済掛金率
三、一	一、四	〇、四	〇、八	〇、四	一、二	一、七	〇、三	四、二	病 傷 部 分	甲
三、〇	二、一	〇、五	〇、九	〇、四	一、八	一、八	四、一	五、二		共済掛金率
〇、〇二	〇、〇二	〇、〇二	〇、〇三	〇、〇三	〇、〇三	〇、〇三	〇、〇三	〇、〇三	死 傷 部 分	共済掛金率
一	一	一	〇、〇七	〇、〇七	〇、〇七	〇、〇七	〇、〇七	〇、〇七	病 傷 部 分	丙
一五、二二	一四、五二	七、二二	七、二	二、七	四、〇	四、五	五、六	一三、〇	計	

附 則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。